

高島市建設工事等指名停止要領（抜粋）

第2条 市長は、有資格業者または有資格業者の役員（法人の代表権を有する役員または代表権を有しないその他の役員もしくは支店等の代表権を有する者をいう。）もしくはその使用人（以下「有資格者業者等」という。）が、別表第1および別表第2（以下「別表」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表の措置要件の区分に応じ、同表の指名停止期間の欄に掲げる期間について指名停止を行うものとする。

別表第2（第2条関係）

<p>(談合等)</p> <p>8 有資格業者等が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、競売入札妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。）または談合（同条第2項に規定する罪をいう。）の容疑により逮捕、書類送検または起訴されたとき。</p> <p>(1) 市</p> <p>(2) <u>県内の他の公共機関</u></p> <p>(3) 近畿府県および隣接県内の公共機関</p> <p>(4) 近畿府県および隣接県外の公共機関</p>	<p>24月</p> <p><u>18月</u></p> <p>12月</p> <p>6月</p>
--	---